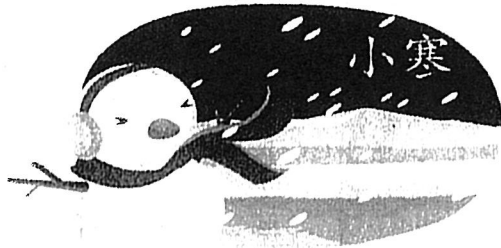


バナナ通信

1月号



発行日：平成23年1月28日

発行：沖縄県NPOプラザ

(県庁4階県民生活課内)

電話：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail: aa024007@pref.okinawa.lg.jp
(県民生活課代表)

〈今月の contents〉

P2 美ぎ島宮古島

P3 NPO法人との協働について (Part3)

P4 NPO法人の心得 (その3)

P5 助成金情報

P6 お知らせ

県内のNPO法人数……459

法人設立認証中の団体…19

(1月14日 現在)

美ぎ島宮古島

理事長 長濱 政治 〒906-0013

宮古島市平良字下里2049番地の9

★設立の経緯★

宮古島には、日本でも有数の自然環境があり、後世に引き継いでいかなければならない貴重な資源があります。その資源を保護するための活動が必要であるということと、地域づくり、人材育成、雇用の創出を目指し、地域の人達による地域づくりを目的とし設立するに至りました。

活動を実施していく中で、現在の活動内容に相応しい法人名に変更すること、法人の目的、特定非営利活動の種類の変更及びそれに伴う事業の変更を行いました。

平成21年11月には、定款変更認証となり、自然環境の保護や地域づくり人材育成事業、市街地の活性化を通して、宮古圏域経済発展、伝統文化の継承・保存することを目的として活動を進めています。



Q. 現在の活動、運営状況について教えてください。

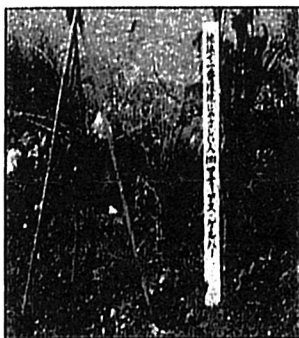


A. 「美ぎ島募金」という募金活動を主に行っていましたが、今後は活動分野を広げていくことを目的に定款変更を行い、宮古島の環境保全や子どもたちの県外短期留学制度の支援を行っています。また独自の活動として、平成21年12月12日に約50名が参加し、遊歩道のある森づくりを目指し、木々を植え付ける間隔などにも配慮しながら「美ぎ島宮古の森」において約2千本の記念植樹を行いました。植樹後は、森林組合と協力して管理しています。

また、12月13日には世界的にも環境活動で有名なマティアス・ゲルバー氏を招いて、「地球環境問題への取り組みと未来へ向けての活動」というテーマで講演会を開催しました。

ロックフェスティバルやミュージックコンベンションにブースを設置し、一般市民又は観光客向けに、オリーブの植樹体験等の呼び掛けを行い、植樹体験活動を実施しています。

子どもたちの県外短期留学制度の支援事業については、10年計画で実施しています。東京都・新潟県において小学生・中学生を対象に、3泊4日間の体験学習を行っています。



Q. 重点的な取り組みや課題について教えてください。



A. 宮古島の自然環境の保護、植樹祭に向けての植樹地域の確保が必要です。

また、サポートメンバーを募集し、年々増加している「オニヒトデ」の駆除活動を実施していきます。

マティアス・ゲルバー氏

事務局の常勤スタッフを配置し、法人のインフォメーションを更に充実させることで対応の強化を図っていくことが課題となっています。

更に、宮古島の活性化や伝統文化の継承活動にも力を入れていきます。



今後の活躍を期待しています。ありがとうございました。

長濱 政治 氏

県とNPOとの協働☆平成21年度好事例☆紹介

～NPO法人との協働について Part 3～

P. 3

平成21年度に実施したNPOと県との協働事業の中から3つの事業をご紹介します。

事例1

実施者：認定NPO法人アンビシャス
 所管課：福祉保健部 国保・健康増進課

⇒ 難病相談・支援センター事業

事業テーマ

地域で生活する難病患者及び家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行う。

協働の手法(委託)

県が設置するセンターの運營業務をアンビシャスに委託

協働の効果

県がセンターを設置する前から難病患者及び家族の相談・支援を行っていたアンビシャスの経験や専門的なスキルを活かすことにより、センターの相談・支援機能が高まった。

事例2

実施者：NPO法人海の自然史研究所他10者
 所管課：文化環境部環境整備課

⇒ 海岸漂着物対策事業

事業テーマ

環境、漁業、観光等に深刻な影響を与えている海岸漂着物を回収処理するための地域計画を作成するために、協議会を開催した。

協働の手法(政策提言)

NPOの有する専門的な知識を県の施策に反映させるよう協議会において提言を行った。

協働の効果

海岸漂着物の問題解決に取り組んでいるNPOの持つ知識や経験を計画に盛り込むことにより、問題の的確な把握や実施効果の高い計画策定が可能となった。NPOにとっても、行政の有する広報力や計画策定力は、NPOとしての事業目的を達成するために有益であった。

事例3

実施者：壕プロジェクト、アメラジアンスクール・イン・オキナワ、
 沖縄自閉症児親の会「まいわーんど」、
 沖縄可否の会、ONE LOVE
 NPO法人アジアチャイルドサポート
 所管課：平和・男女協働参画課(平和祈念資料館)

⇒ 子ども・プロ
 セス企画展

事業テーマ

平和祈念資料館1Fの常設展示で、無料ゾーンとして、世界の紛争、国際理解、環境、人権をテーマにした子ども目線の展示室の「ひろば・ゆいまーる」の展示スペースにおけるミニ企画展の開催。また、「ひと・ところ・いのちのわ」をテーマにNPO法人や任意の団体と協力して、展示づくりを実施し、それぞれの団体活動を紹介した。

協働の手法(事業協力)

各NPO団体が有する問題意識や展示資料を共有し、協働した。

協働の効果

資料館の設定した各テーマについて、先駆的、専門的な活動を行うNPOの実践内容を各団体と一緒に企画及び展示することにより、啓発効果の高い事業を行うことができた。NPOにとっても、活動内容を広く周知させることができ、有益であった。

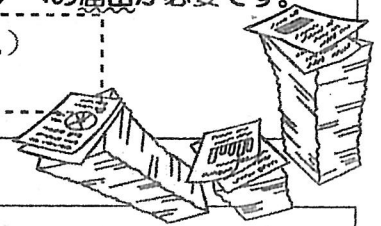
定款の変更(軽微な変更)＝「定款変更届出書」

II (その他の変更)＝「定款変更認証申請書」の提出が必要です！

◆◆定款変更届出書◆◆

NPO法人の定款のうち次の軽微な事項の変更については、所轄庁（沖縄県）への届出が必要です。

- ①主たる事務所及びその他の事務所の所在地を変更する場合（県内に限る。）
- ②資産に関する事項（資産の管理など）
- ③公告の方法を変更する場合



◆◆定款変更認証申請書◆◆

NPO法人の定款のうち次の事項を変更する場合は、所轄庁（沖縄県）への申請が必要です。

- ①目的 ②名称 ③特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他事務所の所在地を県外へ変更する場合
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項 ⑥役員に関する事項（役員の定数など）
- ⑦会議に関する事項 ⑧会計に関する事項 ⑨事業年度
- ⑩その他事業に関する事項 ⑪解散に関する事項 ⑫定款の変更に関する事項

○作成手順 総会での議決など貴法人の手続きに従ってください。

○手続 認証申請⇒受理・公告⇒縦覧(2か月間)⇒審査(縦覧後2か月以内)⇒認証

<趣 旨> NPO法人は、それぞれの活動を市民に公開し、市民によるチェックを受け市民の信頼を得て、市民によって育てられることが期待されます。
 ※会員や支援者からの信頼を得て、スムーズに活動を広げていくためにも、定款を変更する場合は、必ず、届出又は申請を行いましょ！



○変更登記をしない事項は第三者に対抗できません。

○委託や助成などを受けることができなくなる場合があります。

提出書類

- <軽微な事項の変更を行う場合> 定款変更届出書（第5号様式）（1部）
- <その他事項の変更を行う場合> ①定款変更認証申請書（第4号様式）（1部）
- ②社員総会の議事録謄本（1部） ③変更後の定款（2部）
- ※所轄庁移転を伴う場合 ④役員名簿（2部） ⑤確認書（1部）
- ⑥前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（1部）
- ※新たな事業を実施するために定款変更を行う場合
- ⑦定款変更事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
- ⑧定款変更事業年度及び翌事業年度の収支予算書（2部）

提出期限

社員総会で議決後、遅滞なく（おおむね2週間以内）

法務局への提出

登記事項の変更については、認証書受領後、2週間以内に変更登記申請が必要です。

助成金情報

現在募集中の助成金情報です（対象団体にNPO法人を含む）。NPOプラザのホームページでも随時更新中！
プラザHPには情報盛りだくさんです。リンクも貼っていますので検索の手間が省けます♪

URCAまちづくり企画支援事業

締め切り

2011年2月1日(火)～2月28日(月)

対象活動

市街地において地域の活性化、まちづくりなどを継続的に行っているまたは行おうとしている団体等で、支援対象団体等が常時活動対象としている地区において、地区の活性化を目的として実施する事業。法人格の有無は不問。

問い合わせ

社団法人再開発コーディネーター協会
TEL: 03-3437-0261 FAX: 03-3432-8908
<http://www.urca.or.jp/index2.htm>

那覇青果社会貢献基金

締め切り

2010年12月1日(水)～2011年2月28日(月)

対象活動

沖縄県内の非営利団体で、次の事業を対象とする。

- (1)自然環境保全
- (2)希少生物の保護・育成
- (3)児童生徒の食生活教育

問い合わせ

那覇青果物卸商業協同組合
TEL: 098-863-4171 / FAX: 098-863-4175
<http://www.nahaseika.or.jp/>

2011年度(第9回)ドコモ市民活動団体への助成事業

締め切り

2011年2月1日(火)～3月31日(木) 必着

対象活動

「子どもを守る」をテーマに子どもたちの健やかな育ちを応援する次のような活動
(1)不登校・ひきこもりの子どもや保護者に対するの精神的・物理的な支援、復学・社会的自立支援活動(フリースクール・カウンセリングなど)
(2)児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)、性暴力などの被害児童・生徒を保護・支援する活動
(3)非行や地域犯罪などから子どもを守るための支援活動
(4)子どもの居場所づくり(働く親支援のための安全な保育、子どもの不安や悩みに耳を傾ける相談活動など)
(5)軽度発達障がい(アスペルガー症候群、LD、ADHDなど)を持つ児童の支援活動
(6)上記(1)から(5)以外で「子どもを守る」という視点に立った活動テーマに相応しい支援活動

問い合わせ

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(ドコモMCF)
TEL: 03-3509-7651 FAX: 03-3509-7655
<http://www.mcfund.or.jp/>

平成23年度公益信託自然保護ボランティアファンド活動助成

締め切り

2011年4月5日(火) 必着

対象活動

国立公園及び国定公園の自然保護上重要な地域における自然環境の保全に資する実践活動で、地域の理解や参加協力を得られる広範なボランティア活動であること。
(1)希少植物などの植生復元・植生地保全活動や野生生物の生育環境保全活動
(2)地域の生態系を守るための侵略的外来生物(特定外来生物)駆除活動
(3)登山道、探勝路、園地などの利用環境を快適な状態に維持協力する活動
(4)自然公園のクリーンアップ(美化清掃)活動
(5)自然公園利用者へのインタープリテーション活動などの自然ふれあいの推進
(6)次代を担う子供たちを自然へと誘うための環境教育活動

問い合わせ

(財)自然公園財団 自然保護ボランティアファンド担当
TEL 03-3592-1171 FAX 03-3592-1175
<http://www.bes.or.jp/>

障害者市民防災活動助成

締め切り

常時募集中(単年度1～12月) ※助成金に達しない締め切り

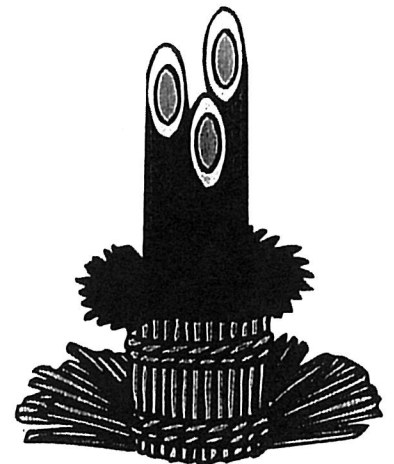
対象活動

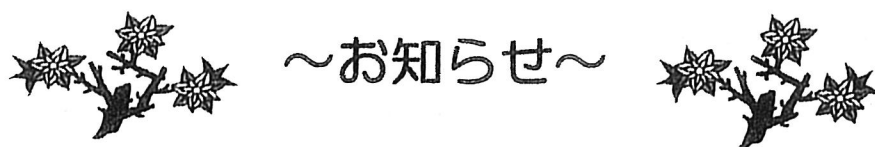
大規模な自然災害が起きたときに、少しでも障害者市民が受ける被害を小さくするため、各地で取組まれる障害者市民防災・減災活動に助成を行う。

- (1)防災シンポジウム、講演などの啓発・学習事業
- (2)避難所点検、防災マップ作成、家具の固定などの防災活動
- (3)災害時の障害者市民支援ネットワークづくり事業
- (4)指定避難所や福祉避難所での避難体験
- (5)その他障害者市民防災に役立つ事業

問い合わせ

ゆめ風基金事務局
TEL: 06-6324-7702 FAX: 06-6321-5662
<http://homepage3.nifty.com/yumekaze>





★大城 逸子 先生（大城税理士事務所）おススメ会計参考書&HP★

【おススメ会計参考書】

対話でわかるNPO会計 脇坂 誠也/荻野 俊子 著
(NPO事業サポートセンター)

完全マスター基礎からわかるNPO会計 (合同出版)

NPO会計まるごとガイドブック (長野県NPOセンター)

【おススメHP】

シーズなんでも質問箱 <http://www.npoweb.jp/>
(メールで質問ができて、とっても便利です！)

NPO会計税務サポートサイト <http://www.npoatpro>
(会計税務に関するイベントも随時アップされています！Q&Aあり。)

NPO会計道 <http://blog.canpan.info/waki/>
(リンクが充実しています！)

内閣NPOホームページ
(会計様式がダウンロードできます！)

http://www.npohomepage.go.jp/found/npo_guide.html